

熊本県産業教育振興会会則

[名称及び事務局]

第1条 本会は熊本県産業教育振興会と称し、事務局を熊本県立熊本商業高等学校、熊本県立熊本農業高等学校、熊本県立熊本工業高等学校で2年ごとに持ち回りとする。

[目的]

第2条 本会は、産業教育の振興を図り、併せて本県産業の発展に寄与することを目的とする。

[事業]

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 産業教育振興中央機関との連携。
- 2 産業界と産業教育機関との連携協力。
- 3 熊本県の計画に即応する産業教育の調査。
- 4 産業教育施設、設備の充実促進。
- 5 産業教育関係職員の研究助成。
- 6 産業教育に関する研究会、講習会、展示会の開催。
- 7 生徒の職業指導、及び就職斡旋に対する援助。
- 8 産業教育功労者の表彰、及び優良生徒の選奨。
- 9 その他、本会の目的達成に必要な事項。

[会員]

第4条 本会は、産業・経済及び教育の関係者並びに本会の主旨に賛同する者をもって構成する。

第5条 本会の会員を分けて法人会員、個人会員、学校会員及び名誉会員の四種とする。

[役員]

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
常任理事	若干名
理事	若干名
監事	2名

[役員職務]

- 第7条
- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
 - 3 理事長は会長の命を受けて会務を統理する。
 - 4 常任理事は、会務を常理する。
 - 5 理事は、会務運営に参画する。
 - 6 監事は、会務、会計を監査する。

[役員選任]

- 第8条
- 1 会長及び副会長は、総会で決定する。
 - 2 理事長及び常任理事は、理事会で互選する。
 - 3 理事及び監事は総会で選任する。

[役員任期]

- 第9条
- 1 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
 - 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、任期満了後であっても後任者の就任までその職務を行う。

[顧問及び参与]

第10条 本会に、顧問及び参与を若干名おくことができる。顧問及び参与は理事会に諮り、会長がこれを委嘱する。

[職員]

第11条 本会に幹事を若干名おく。幹事は会長が任命し、または委嘱し会務に従事する。

[会議]

第12条 本会の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

第13条 1 総会は、定期総会、及び臨時総会とする。

2 総会は、会長が招集し、定期総会は年1回開くものとする。会長は必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

3 総会は、第8条に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画、予算決算に関すること。
- (2) 会則の制定、改廃に関すること。
- (3) その他の重要なこと。

第14条 理事会は、理事長、常任理事及び理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議し処理する。

- (1) 総会に提案する事項。
- (2) 総会で決定された事項の処理。

第15条 常任理事会は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議しかつ執行する。

- 1 予算及び決算に関すること。
- 2 会則の改廃の原案に関すること。
- 3 細則の制定に関すること。
- 4 その他の会務の執行に必要なこと。

第16条 会議は、構成員の過半数をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

[部会]

第17条 1 本会の事業を執行するために、次の部会を設けることができる。

- (1) 農業部会
- (2) 工業部会
- (3) 商業部会
- (4) 水産部会
- (5) 家庭部会
- (6) 看護部会
- (7) 福祉部会

2 部会の運営に必要な事項は、別に定める。

[経費]

第18条 本会の事業の運営に要する経費は、会費、寄付金及び補助金をもってあてる。

第19条 会員は、次に掲げるところにより会費を負担する。

- 1 法人会員 年額(1口) 5,000円
- 2 個人会員 年額(1口) 500円

[会計年度]

第20条 本会の会計年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則 第1条 この会則は 昭和39年6月15日から施行する。